

「平成31年度 しゅうがくえんじょ 就学援助制度について」

さいたま市教育委員会

さいたま市では、小・中学校へ通うお子さま、または入学予定のお子さまの学用品の購入や給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助しています。

援助を希望される場合は、このパンフレットをよくお読みになり、内容をご理解いただいたうえで申請してください。

なお、継続して援助を希望される場合でも、毎年申請が必要になります。

1. 対象となるご家庭 《申請後に審査があります》

さいたま市に住所があり、小・中学校へ通うお子さま、または入学予定のお子さまがいるご家庭で、平成31年4月1日現在16歳以上のご家族全員が、次の①～⑩のいずれかにあてはまる場合に対象となります。なお、生活保護を受給しているご家庭を除きます。

番号	対象となる理由	申請書に付ける必要書類	書類お問合せ先
①	生活保護が停止または廃止になった	停止:「生活保護受給証明書」の原本と「保護停止決定通知書」のコピー 廃止:「生活保護受給証明書」の原本	生活保護を受けていた区役所福祉課
②	市民税が非課税である	「市民税・県民税 非課税証明書」の原本 6月7日(金)まで:平成30年度証明書 6月10日(月)以降:平成31年度証明書	区役所課税課等
③	個人事業税の減免を受けている	「県税減免通知書」のコピー	県税事務所
④	災害等の理由により自己の居住財産の固定資産税の減免を受けている	「固定資産税・都市計画税減免決定通知書」のコピー	区役所課税課等
⑤	国民年金の保険料が免除されている	「国民年金保険料免除申請承認通知書」のコピー	年金事務所
⑥	国民健康保険の保険税が減免されている	「国民健康保険税減免決定通知書」のコピー	区役所保険年金課
⑦	児童扶養手当を受給している(児童手当・特別児童扶養手当とは異なります)	「児童扶養手当証書」のコピー (更新のため証書を預けている場合は、「児童扶養手当証書保管証明書」の原本)	区役所支援課
⑧	生活福祉資金の貸付を受けている	「生活福祉資金貸付決定通知書」のコピー	社会福祉協議会
⑨	失業中で雇用保険受給資格がある	「雇用保険受給資格者証」のコピー	公共職業安定所(ハローワーク)
⑩	①～⑨以外で、生活保護にはならないが、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせることが困難である	◎前年中の所得などがわかる書類(※未申告の方は認定できません) ○6月7日(金)までに申請する場合 <いずれかを用意してください> ・「平成30年分確定申告書控(第一表・第二表)」のコピー ・「平成31年度分市民税・県民税申告受付書」のコピー ・「平成30年分源泉徴収票」のコピー(1年分の収入が確認できるすべてのもの) ※マイナンバー(個人番号)が記載されている場合は、黒塗りにして見えないようにしてください。 ○6月10日(月)以降に申請する場合 ・「平成31年度分市民税・県民税 所得証明書」の原本 ◎賃貸物件にお住まいの場合、家賃、借主、貸主が確認できる「賃貸借契約書」のコピー(住宅ローンの返済は該当しません)	◆源泉徴収票 ・給与の場合 ⇒勤務先 ・年金の場合 ⇒年金事務所、企業年金連合会、各企業年金基金等 ◆市民税・県民税 所得証明書 ⇒区役所課税課等

*口座振込による支給となるため、銀行名・支店名・口座番号が記載された通帳のコピーを添付してください。

【参考】 ⑩にあてはまる場合で認定となる目安

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
基準額 (所得額の世帯合計)	243万円	277万円	324万円	365万円	414万円

※ 所得額とは源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、または確定申告書の「所得金額合計」の金額になります。

※ ご家族の人数や年齢等により基準額が変わりますので、あくまでも目安としてご覧ください。

※ 基準額は平成30年度のもので、変わることがあります。

基準額世帯構成モデル

2人世帯 (父：34歳、1子：7歳)

3人世帯 (父：34歳、母：32歳、1子：7歳)

4人世帯 (父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳)

5人世帯 (父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：4歳、3子：1歳)

6人世帯 (祖母：60歳、父：34歳、母：32歳、1子：7歳、2子：3歳、3子：0歳)

★ 必要書類についての注意事項

○ 同居のご家族について

二世帯住宅や同じ敷地内の別棟に居住する場合でも、基本的には同居とみなして必要書類の提出をお願いしています。生計が別である場合は、それを証明する書類として、電気・ガス・水道料金の検針票や領収書のコピー、土地建物の賃貸借契約書のコピーなどが必要になります。

○ 家計急変世帯・どうしても必要書類をそろえられない場合

状況を明確にしたうえで、学校・学事課にご相談ください。書類が不要ということではありません。相談のうえどのような書類をご提出できるのかを確認します。

2. 申請方法 《1世帯で1枚の申請書を提出してください》

【提出書類】:「就学援助費受給申請書兼世帯票」に必要事項を記入、押印し、裏面に必要書類をのり付けしてください。

※ 右の「記入例」と申請書裏面の「記入要領」を参照してください。

【提出場所】:学校(さいたま市立の小・中学校)、学事課、または区役所区民課へ提出してください。(郵送不可)

※ 兄弟姉妹が別の学校に通う場合は、どちらの学校にでも提出できます。

※ 申請書はできるだけ学校へ提出してください。

【申請期間】

●平成31年4月時点で小・中学生のお子さまがいる家庭

申請時期 (土・日・祝日・年末年始を除く)	援助対象時期	審査結果郵送時期	新入学用品費支給時期 (対象者のみ)
平成31年2月13日(水)から 平成31年3月15日(金)まで	平成31年4月から	平成31年5月中旬	平成31年5月下旬
平成31年3月18日(月)から 平成31年4月26日(金)まで	平成31年4月から	平成31年6月中旬	平成31年7月下旬
平成31年5月7日(火)から 随時	申請があった月から	申請があった月の翌月または 翌々月の中旬	支給対象外

※ 平成32年2月3日(月)以降に申請する場合は、教育委員会学事課へご相談ください。

●平成31年4月時点で小・中学生のお子さまがいない家庭で、平成32年4月に小学校に入学予定のお子さまがいる家庭

申請時期 (土・日・祝日を除く)	審査結果郵送時期
平成31年11月1日(金)から 平成31年11月29日(金)まで	平成31年12月中旬 もしくは平成32年1月中旬

* 申請書や必要書類に不備がある場合は返却します。援助の対象となるのは、再提出があった月からになるため、再提出は速やかにお願いします。

記入例

平成31年度就学援助費受給申請書兼世帯

受付と同一日を記入

(あて先) さいたま市教育委員会

申請年月日 平成31年 4月 1日

整理番号 ※

・申請書はボールペン等の消せないもので記入してください。
・書き間違えは二重線を引いて訂正し、訂正印を押してください。修正液は使用しないでください。

1. 新規

※要 0. 要保護

準 ① 準要保護

※ 区	0. 特例無し
	1. 学校長判断
	2. 文科省基準
	3. 非課税
	4. 児童扶養手当
分	5. 再審査

次のとおり相違ないので、就学援助費受給を申請します。

申請者	フリガナ	サイタマ ジロウ
氏名		埼玉 次郎
住所	〒	330-9588
		さいたま市 浦和区
		常盤6-4-4 大宮ハイツ101号室
連絡先	ア 自宅(携帯可) イ. 勤務先	(電話) 048-829-1647
住居の状況	1 持ち家 2 賃貸	家賃(月額) 78,000円
振込先	銀行 信用金庫 農協	△ △ 本店 支店 出張所
口座名義人	(カナ) サイタマ ジロウ	預金種目 普通預金口座番号
	(漢字) 埼玉 次郎	1 0012345

住宅ローンの返済は該当しません。

金融機関の統廃合による名称変更にはご注意ください。認定されても振込めない場合があります。

濁点は1マスに書いてください。

注1 ゆうちょ銀行を指定する場合は、ゆうちょ銀行が発行する振込用の支店名と口座番号が必要になります。

口座番号は右詰め7桁で記入してください。

氏名	生年月日			年齢	職業・勤務先・学校名	保護者	
	3 大正	年	月	日			歳
埼玉 次郎	④ 昭和	47	03	05	47	会社員	保護者
埼玉 花子	④ 昭和	47	05	03	46	無職	妻
埼玉 一郎	⑤ 平成	14	02	01	17	〇〇高等学校	子
埼玉 彩子	⑤ 平成	18	07	07	12	市立〇〇中学校 (新入學予定)	1子
埼玉 三郎	⑤ 平成	20	10	10	10	市立△△小学校	5
埼玉 けやき	⑤ 平成	26	04	02	04	□□幼稚園	子
	3 大正	年	月	日	歳		
	4 昭和				※		
	5 平成				※		
	6						

姓と名の間は1マス空けてください。

平成31年4月以降の学校名・学年を記入します。進級、進学には特にご注意ください。

家庭の状況欄には、必ず同じ住所にお住いの方全てを記入してください。マンション、アパートの場合は、同じ部屋番号の方全てを記入してください。

平成31年4月1日現在の年齢を記入します。

印鑑を忘れずにお願ひします。(スタンプ印不可)

◎就学援助の審査に必要があるときは、私とその同居する家族の住民基本台帳及び市民税・県民税の課税資料を閲覧すること及び生活保護法に定める扶助の受給状況調査を行うことに同意します。

◎就学援助費の支給に必要な場合、さいたま市転入前・転出後の市区町村教育委員会へ支給状況について調査・回答することに同意します。

◎就学援助が認定された場合、給食費については、その受領、支払及び返納等に関する一切の事務を学校長に委任します。

(あて先) さいたま市教育委員会
(あて先) 在学小中学校校長

保護者氏名

埼玉 次郎



[その他特記事項]

3. 支給内容

- (1) 《学用品費等》 次の金額を月割し、1～3の学期ごとに各学期末（7・12・3月）に振込みます。
小学1年生（年額）12,990円 2～6年生（年額）15,220円
中学1年生（年額）24,590円 2、3年生（年額）26,820円
- (2) 《入学準備金》 11月に認定されている入学予定者を対象として、入学準備金を1月末に振込みます。
小学校入学予定者 40,600円 小学6年生 47,400円
- (3) 《新入学用品費》 4月から認定されている新入生を対象として、申請した時期により5月下旬または7月下旬に次の金額を振込みます。（入学準備金を平成30年度に支給された方を除く）
小学1年生 40,600円 中学1年生 47,400円
- (4) 《修学旅行費》 旅行時に認定されている参加者を対象とし、学校からの報告に基づき、実費相当額を10月、2月、3月のいずれかの月に振込みます。
- (5) 《学校給食費》 学校口座へ直接振込むため、保護者の方の負担はありません。
- (6) 《医療費》 学校の定期健康診断で特定疾病につき治療の指示が出た場合、医療券を交付します。
- (7) 《学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）発行費》
学校給食における食物アレルギー対応のため医療機関へ支払った文書料を、3,000円に消費税額を加算した金額を上限として支給します。

※ 支給額は平成30年度のコ額であり、変わることがあります。

※ 私立学校に通われるお子さまは（1）～（3）、市立以外の国公立学校に通われるお子さまは（1）～（4）が支給対象です。

4. 認定後の注意事項

- 転居や転校、世帯構成に変更があった場合は、必ず学校の就学援助担当者へご連絡ください。ご連絡がない場合は、援助ができなくなることもあります。
- 学用品費等の振込み予定日と金額については、審査結果とともに通知しており、その都度通知していません。通帳の記帳をするなどして、ご自身で確認してください。
- 就学援助は学校の集金を免除するものではないため、学校の集金は必ずお支払いください。何らかの事情でお支払いが出来ない場合は、学校にご相談頂き、今後の支払いについて話し合いを行ってください。
- 申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取消し、支給済の援助費をお返しいただくこともあります。

5. その他

- お子さまが安心して学校生活を送れるようにするため、学校と連携しながら就学援助を行っています。申請内容はお子さまが通う学校に全て報告していますが、個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、プライバシーに十分配慮して取り扱っています。
- 給食費や学年費、修学旅行費の積立等については、各学校が独自の方法で集金しています。集金内容の確認や、給食費の払戻しについては、お子さまが通う学校へお問い合わせください。

問い合わせ先

- ・ 申請・認定 及び 学用品費等・入学準備金・新入学用品費・修学旅行費について : 学事課 教育費支援係
電話:829-1647
FAX:829-1989
- ・ 給食費について : 健康教育課 学校給食係 電話:829-1680 FAX:829-1990
- ・ 医療費について : 健康教育課 保健係 電話:829-1678 FAX:829-1990
- ・ 学校生活管理指導表発行費について : 健康教育課 健康教育係 電話:829-1679 FAX:829-1990
- ・ 学校の集金(給食費や学年費、修学旅行費の積立等)について : お子さまが通う学校へ